

令和 6 年度			
受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 課名 都市整備局都市交通課 担当者 磯部 公哉 係名 電 話 671-3800
<h1>設 計 書</h1>			
1 委 託 名	令和6年度 旭区旭北地区における移動サービスの検討調査業務委託		
2 履 行 場 所	横浜市内		
3 履行期間 又は期限	<input type="checkbox"/> 期間 <input checked="" type="checkbox"/> 期限 7年3月28日まで		
4 契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項			
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( 月 日 時 分、場所 )		
7 委託概要	移動サービス実証実験の許可手続き、関係者調整・効果検証 一式 <hr/> 関係者へのヒアリング 一式 <hr/> 報告書の作成 一式 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

前払い なし					
部分払い しない 部分払いの基準					
業 務 内 容	履行予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金額 (業務価格) (概算金額)

※単価および金額は消費税および地方消費税相当額を含まない金額  
 ※概算契約の場合は、数量および金額を()で囲む

設 計 金 額

内 訳      業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

適用年版	令和6年6月1日基準
施工地域・工事場所区分	
適用工種	
調整区分	
前払金支出割合	
契約保証の方法	

※設計記載内容の注意事項

この設計書は新積算システムの施工単価等のコードを使用しています。  
この設計書に記載されている[入力条件]は、積算のための考え方を示したものであり  
契約事項ではありません。  
なお、直接金額を入力する[入力条件]については「@」と表示しています。  
施工パッケージ型積算方式において使用する適用基準は、土木工事標準積算基準書  
(土木工事編)積算参考資料に記載のとおりです。  
また、「【 】」で囲われている[入力条件]は、実数入力条件を示しています。



### 委 託 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務								
移動サービス実証実験の許可手続き、関係者調整、効果検証				式	1			
許可手続き、関係者調整、効果検証				式	1			
許可手続き、関係者調整、効果検証				式	1			第 1001 号 内訳書
関係者へのヒアリング				式	1			第 1002 号 内訳書
報告書の作成				式	1			第 1003 号 内訳書
直接原価計				式	1			
その他原価				式	1			
一般管理費等				式	1			
設計業務価格				式	1			
消費税及び地方消費税相当額				式	1			
業務費計				式	1			

第 1001 号 許可手続き、関係者調整、効果検証

内訳書

1 式 当り  
適用年版 R0606

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00034 SJ0010 許可手続き、実施主体・関係者調整	式				
		1			
00036 SJ0020 実証実験結果の分析・効果検証	式				
		1			
合 計					

第 1002 号 関係者へのヒアリング

内訳書

1 式 当り  
適用年版 R0606

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00037 SJ0030 関係者へのヒアリング	式				
		1			
合 計					

第 1003 号 報告書の作成

内訳書

1 式 当り  
適用年版 R0606

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00038 SJ0040 報告書の作成	式				
		1			
合 計					

共 SJ0010 号 許可手続き、実施主体・関係者調整 単価表 1 式 当り

適用年版 R0606

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00012 理事・技師長	R0401 人				管理区:V3
00013 主任技師	R0402 人				管理区:V3
00014 技師 (A)	R0403 人				管理区:V3
00015 技師 (B)	R0404 人				管理区:V3
00016 技師 (C)	R0405 人				管理区:V3
00017 技術員	R0406 人				管理区:V3
合 計					
		1	当り		円/式

共 SJ0020 号 実証実験結果の分析・効果検証 単価表 1 式 当り

適用年版 R0606

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00018 理事・技師長	R0401 人				管理区:V3
00019 主任技師	R0402 人				管理区:V3
00020 技師 (A)	R0403 人				管理区:V3
00021 技師 (B)	R0404 人				管理区:V3
00022 技師 (C)	R0405 人				管理区:V3
00023 技術員	R0406 人				管理区:V3
合 計					
		1	当り		円/式

共 SJ0030 号 関係者へのヒアリング

単価表

1 式 当り

適用年版 R0606

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00024 主任技師	R0402 人				管理区:V3
00025 技師 (A)	R0403 人				管理区:V3
00026 技師 (B)	R0404 人				管理区:V3
00027 技師 (C)	R0405 人				管理区:V3
00028 技術員	R0406 人				管理区:V3
合 計					
		1	当り		円/式

共 SJ0040 号 報告書の作成

単価表

1 式 当り

適用年版 R0606

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00029 主任技師	R0402 人				管理区:V3
00030 技師 (A)	R0403 人				管理区:V3
00031 技師 (B)	R0404 人				管理区:V3
00032 技師 (C)	R0405 人				管理区:V3
00033 技術員	R0406 人				管理区:V3
合 計					
		1	当り		円/式

## 委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。  
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書等は、原則として最新版を適用するものとする。

### ・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

### ・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

#### ☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

#### 電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD等）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

#### ☑ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

※ 委託契約約款を用いる場合について、当該特記事項を付す場合は選択できる。

### ・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutu-u-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

[https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals\\_ec/yokohamadensi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html)

# 令和6年度 旭区旭北地区における移動サービスの検討調査業務委託 仕様書

## 1 総則

### (1) 適用範囲

本仕様書は、「令和6年度 旭区旭北地区における移動サービスの検討調査業務委託」に適用する。

### (2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、本市の委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

### (3) 履行場所

横浜市内

### (4) 履行期限

契約締結日から令和7年3月28日まで

## 2 業務目的

本市では、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などによる生活様式の変化に伴い、路線バスの減便が加速しており、地域の足に大きな影響を及ぼしている

これに加えて、起伏が多い住宅地が広がっている郊外住宅地などでは、高齢者を中心に、日常生活圏にある生活サービス施設（スーパーや病院）などへの移動やバス停までの徒歩移動が難しく、不規則なニーズに対応できる新たな移動手段の確保が求められている。

このように地域の交通や移動手段を取り巻く状況は非常に厳しいが、移動手段は市民生活や経済活動を支える土台であるとともに、郊外部のまちづくりや本市の持続的な成長・発展の布石となる重要な政策課題であるため、誰もが移動しやすい地域の交通や移動手段を確保していかなければならない。

一方で社会の動向として、ICTを活用した新たなモビリティサービス等への期待も高まっていることや、国の方でも、地域における移動手段の維持・確保に向けて、「地域が自らデザインする地域の交通」として、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源の総動員を位置付ける等、令和2年11月に地域公共交通活性化再生法を一部改正するなど、地域交通の確保に向けた具体的な方向性が示された。

その後の状況として、人口減少やコロナ禍の影響で一層厳しい状況であることも踏まえ、さらに国は、最新のデジタル技術等の実装を進めつつ、①官と民で、②交通事業者相互間で、③他分野とも、「共創」を推進し、地域交通を持続可能な形で「リ・デザイン」（刷新・再構築）する方策の検討など、住民の豊かなくらしの実現に不可欠な存在である地域交通の確保に向け、その動きを加速化させている。

以上を踏まえ、本業務委託では、主に共創の視点のアプローチから、新たな公共交通サービスの実現に向けて、旭区旭北地区における実証実験の計画策定、認可手続きおよび実証実験の実施に関わる地域、交通事業者、生活サービスを提供する民間企業、団体、国等の関係者（以

下、関係者)との協議・連絡調整を行う。計画策定後は、関係者間の運営方法、役割分担などの調整に対する支援・助言を行う。

### 3 業務内容

#### (1) 移動サービス実証実験の許可手続き、関係者調整、効果検証

##### ア 移動サービス実証実験の許可手続き、実施主体・関係者との調整

下記(ア)の条件を踏まえた約2か月間(令和6年12月～令和7年1月予定)の実証実験に必要な公共交通会議資料作成、認可手続きならびに実証実験実施主体・関係者との協議・調整を行う。実証実験開始後は、実証実験実施主体・関係者に対して、地域公共交通に関する他都市事例やビジネスとして成立させるための視点からの改善提案など、実証実験の成果状況に応じた支援・助言を行う。

##### (ア) 実証実験計画(案)

項目	内容
運行事業者	相鉄バス株式会社
事業の許可	道路運送法第21条(一般乗合旅客事業者輸送、区域運行)
配車システム運営	株式会社 NearMe
運行エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭区中白根1～4丁目</li> <li>・旭区白根町</li> <li>・白根8丁目</li> <li>・上白根1～3丁目</li> </ul>
予約方法	インターネット・電話
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯、高齢者(移動に課題を抱える方)</li> <li>・地域周辺の施設の利用者(商業施設、病院等)</li> <li>・エリア人口約1.8万人(約8,000世帯)を対象</li> </ul>
実施期間	令和6年12月～令和7年1月 ※期間延長の可能性あり
運行日・時間	週5日、9～18時を想定
運行車両・台数	ワゴン型車両(定員14名)を想定 ※運行事業者との調整
乗降スポット	約60箇所を想定
運賃	大人400円・小児200円・敬老パス100円を想定
割引施策	連携施設の利用者に「交通チケット」の付与を想定 ※交通チケットはオンデマンド交通の利用1回分の運賃を半額とするチケットで、デジタルチケットを想定。

##### (イ) 実証実験実施主体・関係者との協議・連絡事項ならびに支援・助言

実証実験に必要な下記の事前準備・実施方法やトラブルシューティングについて協議・調整を主体的に行う。本市が関係者と調整を行う場合は説明資料作成等の支援を行う。実証実験開始後は、実証実験実施主体・関係者に対して、地域公共交通に関する他都市事例やビジネスとして成立させるための視点からの改善提案など、実証実験の成果状況に応じた支援・助言を行う。

また、地域住民の代表組織との調整においては、6回程度のワークショップを実施し、移動サービスの実装化にあたり、地域の役割や地域と事業者等の関係者との関わりについて整理しながら、地域と事業者等を含めた共同事業体の組成に向けた検討を行う。

(協議・連絡事項)

○事前準備・運営方法

- ・施設連携の段取り調整
- ・利用者説明会、ワークショップ
- ・データ分析に向けた運行記録等のデータの取扱い・取得方法

○トラブルシューティング

- ・苦情処理
- ・事故対応（損害賠償対応） 等

※交通事業者と連携し、事故等の発生に対応できる条件を確認すること

#### イ 実証実験結果の分析・効果検証

下記分析項目を軸として、実証実験結果を分析し、効果検証を行う。分析項目の詳細は委託者と協議のうえ決定するものとする。

(分析項目案)

- ・本市保有データ（運行前、運行期間中、運行後）
- ・携帯GPS情報
- ・日別・時間帯別の利用状況
- ・属性別利用状況
- ・ルート別利用状況
- ・利用者アンケート
- ・個別ヒアリング調査 等

#### (2) 関係者へのヒアリング

移動サービスの実装化を目指すにあたり、地元関係者や企業等の関係者2者に対し、ヒアリング等の方法による意見調査を行い、論点整理を行うこと。意見調査の具体的な方法及び対象者については、委託者と受託者の協議により、定めるものとする。また、受託者が、説明資料の作成や議事録作成等を行うものとする。

#### (3) 報告書の作成

上記(1)、(2)について、報告書を製本版及び概要版として取りまとめる。

#### 4 成果品

- ・報告書（製本版、電子媒体） 各3部
- ・報告書（概要版）（製本版、電子媒体） 各3部
- ・その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

#### 5 その他

- (1) 業務に関連した打合せについては、各業務内容に含むものとする。
- (2) 本市の政策・事業等について十分に理解し、検討を進めるものとする。
- (3) 業務の全部を再委託することはできない。
- (4) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、本市と連絡調整を行うこととする。なお、業務の報告等を毎週行うなど、定期的な連絡調整を行うものとする。
- (5) 上記3(3)の成果報告期限は、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (6) 成果品は、本市に帰属するものとする。
- (7) 本業務に関して、委託期間中に打合せ等で必要となる資機材等は受託者が準備すること。
- (8) 本市が保有するデータについては、市の統計情報ポータルで公開している。その他に市が保有するデータについては、可能な範囲で委託者より提供する。